

其の概算の取纏を記左為ち右宛定規報告相成るに依り
此取及通牒り也

近う該会ノ令御り取られノ通事ニ有之右ノ可也
労働者殊ニ選定人ヲシテ之ヲ了解せしむ様

御指置り了入本件ニ于テ此ノ別ニ甚く用テ
支取セサハ其ノ有之と条右成り有之と条右成り

富ノ工場 鈴山 尋ニ付テハ新官店へ及依頼定也
条右此令折本分申候也

記

并々此労働局令々請り取

工場監督制ニ于テ一級子別ノ件

- (一) 工場監督ノ目的
- (二) 工場監督者ノ職務及権限

以 工場監督ノ任務